

令和元年12月10日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年12月10日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

皆さん、おはようございます。

本日も昨日に引き続き定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 中野 一郎君・11番 隅岡 美子君を指名いたします。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、6番 松岡 忠君。

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和元年12月議会の一般質問を一問一答で3問行います。

1番、新庁舎建設について。

今まで毎回質問していますが、どうしても腑に落ちないのが建設場所であります。先輩議員に聞いても、納得できる回答がありません。平成29年6月8日の一般質問で、今の場所が答弁されています。ということは、それ以前に話が出てきていると思いますが、平成29年年度の施政方針には出ていません。ただ、町有地であるのではと書かれています。場所の形態が縦長であり、上空に高压線が通っていますし、JRの隣接地と、建物建設には制約があり過ぎる場所にどうして決まったのか、その経緯を町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の新庁舎建設地の決定経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成29年6月8日の一般質問で今の場所が答弁され、それ以前に話が出てきているのではということにつきましては、平成28年9月定例会の一般質問で町長の思いとして庁舎や福祉センターを駅周辺にという思いがあるのかというご質問に対し、私の頭にある考えだということを前提として、津波浸水想定区域外の町有地である現在の建設予定地を候補地として考えていると答弁をさせていただきました。その後、平成29年6月定例会の一般質問で、緊急防災・減災事業債を活用し、現在の建設予定地もしくは他の候補地も踏まえて、庁舎建設する考えがあるのかというご質問がございました。議会にお諮りを

していない段階での私の思いであることを前提で答弁をさせていただきましたのは、現庁舎は、老朽化により耐震性も確保できておらず、南海トラフ大地震の発生が予想される中、津波浸水想定区域内に立地していることから、移転、建て替えが急務であり、財政状況からも有利な起債である緊急防災・減災事業債の活用は不可欠であることから、緊急防災・減災事業債の期限や活用する場合の条件を踏まえ、パーク・アンド・ライド駐車場に隣接する町有地に緊急防災・減災事業債の対象になる期限内に建設するのが良いのではないかと答弁をさせていただきました。

その後、新庁舎建設場所につきましては、新庁舎整備基本構想において、新庁舎の整備位置として津波浸水想定区域外に整備することを大前提に、現庁舎に近く、用地取得など新たな財政負担や用地取得に必要な期間を考慮すると町有地が考えられ、対応可能な用地が現在の建設場所であり、また、まちづくりの観点からも最適であることなどを理由に建設場所を決定しております。

なお、新庁舎整備基本構想におきましては、平成29年11月27日の総務教育常任委員会でご承認をいただいております。建設場所の形態が縦長であることや、上空に高圧線が通っており、またJRと隣接していることなど制約があることにつきましては、設計業務やCM業務において委託業者と連携をし、四国電力及びJR四国と協議をしながら事業を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の答弁の中で、もっともなことは述べられてます。それも議会とかその辺の中での話の中で、今言うJRのそばとか形状とか高圧線とかそういう議論はされましたか。

町長（丸尾 幸雄）

その議論は、平成29年の新庁舎の整備の委員会の中でお話をさせていただきました。その前の平成28年9月の定例会の一般質問で、これはまだ議会に通してない段階ですから、私の思いとしてという、そういう強い私の思いとしてということではか答弁はできませんので、その時には言うてはおりません。

議員（松岡 忠）

私の思い、町長の思いは、以前から色んな思いがあったと思うんですが、私がちょっと考えるに、今の建設場所、町有地でもあるし、駅周辺の開発の中での一つということもありますが、何分、場所が悪過ぎるような気がしてならないので、今日の質問をさせていただきました。駅周辺の整備は大切だと思いますが、2番目に私の方からJR関係の質問をさせていただきます。

駅周辺開発整備事業の中で起案された新庁舎建設に提唱し、計画も進んでいる途中で跨線橋も完成し、町長の政策が間違っているとは思いませんが、四国のJRが赤字路線のJR多度津駅が今後どのようなようになるか考えていますでしょうか。生活環境は20年前とは変わっており、以前はJRを利用してましたが、現在は車社会であります。町長のお考

えをお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員のJR多度津駅が今後どうなると考えているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

ご存じのとおり、多度津町は、四国の鉄道発祥の町として、これまで長きにわたり鉄道とともに発展をしてきた歴史があります。また、JR多度津駅は、現在も1日当たり平均4,000人を超える乗降客数を有する県内でも規模の大きな駅であり、町民の方の通学、通勤はもちろんのこと、町内の企業にとっても移動手段の一つとして欠かすことのできない重要な役割を担い続けています。さらにJR多度津駅は、予讃線と土讃線が交わる公共交通の要の駅であり、乗り換えなどを含めると、非常に重要度の高い駅であることは間違いありません。

議員ご質問のとおり、昨今の車社会ではありますが、多度津町はこれまで鉄道とともに発展してきた町であり、現在も町民の生活や企業活動に欠かすことのできない町内唯一の公共交通機関であるJR四国及びJR多度津駅とは、適切な役割分担を行いながら、時代の変化にも柔軟に対応しつつ、多度津町の発展と町民の生活にとって重要なパートナーのひとつとして、今後も連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今から半世紀以上は活用しなくてはいけない大事な新庁舎だと思いますが、私の考えが甘いと思いますか、併せてお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の今から半世紀以上は活用しなくてはいけない大事な新庁舎だと思いますがのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、新庁舎を建設すれば今後50年以上活用することになります。基本構想や基本計画でもお示ししておりますように、新庁舎は、防災や災害対策の拠点として機能しなければならないため、津波浸水想定区域外に建設することが前提です。また、期間の制約はあるものの財政負担を考えますと、緊急防災・減災事業債の活用は不可欠であることから、町有地を活用することとなりました。さらに、多度津町は立地適正化計画を策定し、持続可能なまちづくりを目指しており、都市機能である庁舎を駅周辺の拠点として立地させることによりコンパクトなまちづくりの推進を目指しております。

以上のことから、津波の浸水想定区域外であり、駅の近くの町有地ということから、現在の建設地に建設するという判断に至った次第でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今までの内容についての再質問になります。同じ質問になるかと思いますが、お願いいたします。

町長が毎年行っている施政方針についてお尋ねします。

先ほどの質問で、建設場所に決まった経緯について答弁をいただいた中で、平成29年6月議会において私の思いとしてのという前提で新庁舎を現在計画している建設場所と答弁がありましたが、なぜ平成29年度当初の施政方針に一切触れられていないのでしょうか。施政方針とは町長の思いではないですか。お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の施政方針というものにつきましては、年度当初にその年1年間の町としての基本方針や施策、事業など、その1年間に町として何をするかということを示した、また、姿勢を示すものであります。

平成29年6月議会において庁舎建設場所についてのご質問をいただきましたので、私の思いを前提として答弁をさせていただきました。その後、今後予想される南海トラフ大地震の発生や緊急防災・減災事業債の活用必要性などを総合的に検討した結果、新庁舎整備を急務で行う必要があると判断をし、新庁舎整備基本構想の策定に取りかかりまして、平成29年です、平成29年11月27日の総務教育常任委員会で議会の承認をいただきました。その上で、平成30年度の施政方針においてお示しすることとなりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再々質問になるんですが、今の答弁の中で年度当初にその年の1年間の町としての基本方針や施策についての姿勢を示すものという中で、この新庁舎建設ということは非常に大事な内容であると。その時に、今言う施政方針の中に何で入ってなかったのかなと。これは私の言い方が悪いかも分らんのかなと、町長が、ああ、これやったら今やるべきでなかろうかなという急に思い立ったのかなと、その辺をお聞きしたい。お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

施政方針といいますのは、全町民に対して、また議会の皆様方も含め、全町民に対して今年度1年間、多度津町としてこういうことをやりますよという姿勢、また事業・施策を示すものでありまして、その施政方針に書かれたこと全てをその1年間、年度の1年間で行う訳であります。したがって、その施政方針を作るまでには、議会の議員の皆様方のご承認をいただかないと、それは書くことができません。そういう中におきましては、議会の議員の皆様、議論をしていただきまして、承認をいただいてから施政方針に書かれるというのが順序であると考えております。

答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

ありがとうございます。

私が言いたいのは、色々な事業計画がどれも一貫性がなく、総合的ではないということであります。例えば、新庁舎移転後の旧庁舎の跡地利用についての計画も、未だにないように感じます。跡地については、どのような活用をするのか、町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎建設後の現在の庁舎、福祉センターの跡地の活用方法についてであります。現庁舎用地につきましては、隣接する多度津高校において、香川県が校舎整備の検討を行っているところであり、これらのことも視野に入れながら、引き続き町にとって最も有効な活用方法について検討していきたいと考えております。また、現福祉センター用地につきましては、財政状況を踏まえながら、幼稚園、小学校の適正配置や中央公民館等の建て替えも視野に入れ、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の土地利用計画につきましては、町にとってより良いものになるよう十分に検討を重ねるとともに、議員の皆様ともご協議をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

町全体で考えた場合に、老朽化した公共施設が多くあるように思います。今後、老朽化した公共施設の更新や統合、廃止が考えられます。

どちらにしても、多度津町としての土地利用の方針や公共施設の適正な配置計画は、必要なのではないでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

多度津町の公共施設につきましては、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、現在、各課が所管している施設ごとに個別施設計画の策定に向けて取り組んでいるところであります。

老朽施設につきましては、町全体の公共施設の状況を把握した上で、財政面や優先度も考慮しながら、必要な措置を計画的に進める必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、町長さんが、町全体の公共施設の利用を把握した上で、財政面や優先度も考慮しながら、各課に色んな話をしてもらおうよ、という話がありましたが、最終的な決定権は、これをやるんやというのは町長にあります。この辺がありますので、その辺をはっきりしたら、その各担当課というか、関係部署が動きやすいのではないかと思います。その辺のお考えを聞きたいと思っております。

町長（丸尾 幸雄）

今の松岡議員さんのご質問に答弁させていただきますが、私が1人で決めて、私が勝手にやるということではありません。それは絶対にできないことです。それで、私どもも執行部があり、またそれぞれの議員の皆様方にも委員会があり、そういう委員会の中で、また検討会の中で色んなことを様々なこととお諮りをして、そこでご意見またご要望をお聞きしながら決めていくものでありますので、私一人で勝手に何でも決めていくようなことは絶対にありませんので、そこだけどうかご理解いただきたいと思います。

議員（松岡 忠）

私が申したいのは、ゴーサインを出すのは町長であって、その中身に関しては色んな意見があると。ゴーサインがなしでは何にも動けないのがあるのではないかなと思うんですが、その辺をお聞きしたいんですが。

町長（丸尾 幸雄）

その件に関しましても、先ほど申しましたのと同じことでありまして、執行部の中で色々な執行部の中でも委員会なり、検討委員会を造ります。その中で図っていただいて、私がゴーを出すとか云々じゃなくて、こういうことがあるんじゃないか、それを職員の執行部で検討しながらそれを出して、そして案ができてから議会にお諮りをするというのが普通の議会運営、また町行政の運営だと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

議員（松岡 忠）

ありがとうございます。

町長も今3期目で・・・。

議長（村井 勉）

議長と呼んでから。

議員（松岡 忠）

ああ、済いません。

ありがとうございます。

町長になられて3期目ということで、言うたらベテランの中に入ります。町長が今までやってきた内容も私も分かっていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

2問目に移りたいと思ひます。

改正自治法についてであります。

令和2年4月1日に施行される内部統制についてであります。

都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制についての関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備とあります。本町は努力義務であります、多度津町の考えをお伺ひします。

町長公室長（山内 剛）



松岡議員ご質問の2点目、改正自治法についての答弁をさせていただきます。

地方自治法の改正により、内部統制制度を今回導入するその背景には、地方自治体職員による不祥事などが後を絶たないこと、少子・高齢化や行政制度の複雑かつ多様化、地方分権改革の進展による地方公共団体の責任領域や自己決定権が拡大していることなどがあり、事務事業の適正な管理及び執行や、職員の意識の向上を図るため、本制度を導入するものとされており、当町においても必要であるものと考えておりますが、多くの自治体におきましては、従前から独自にまた個別に内部統制に関する運用や体制が整備されてきているものと考えております。都道府県知事及び政令指定都市の市長は、令和2年度までにこの内部統制制度の導入が義務づけられましたが、その他の市町村は努力義務となりました。内部統制制度の導入が法的に義務化はされておりませんが、より実効性や有効性を高めるため、新たな対策について検討してまいりたいと考えております。

また、本町における内部統制に関する現状でございますが、まず倫理面に関しましては、コンプライアンス条例を定め、職務を遂行するに当たっての法令遵守体制に関して必要な事項を盛り込み、その管理体制といたしまして、コンプライアンス委員会を設け、公正な職務の遂行の確保を図っております。

次に、職員の意識啓発に関しましては、職員個々の能力及び意識などを高めるため、職階に応じた研修を継続的に実施しているところでございます。

さらに、会計事務の執行に関しては、会計管理者が日々確認しており、加えて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事務の管理に関しましては、議会議員の監査委員を含め、監査2人体制により歳入歳出全般にわたり監査をいただいているところでございます。

町政全般にわたりまして、町議会及び町民の皆様のチェック機能が働いているものと考えておりますが、現在の体制の整備や運用の充実を図りつつ、本制度の導入が法的に義務化されました都道府県及び政令指定都市の導入事例の情報収集を行い、新たな対策についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の答弁の中で、職員の意識啓発に関しては、職員個々の能力及び意識などを高めるために階級に応じた研修を継続的に実施しているところでありますと書いてありますが、今の町の職員の配置、その辺は職員からの、私、ここに行きたいんやというような話は受け入れていただけますか。お伺いします。

町長公室長（山内 剛）

松岡議員の再質問に答弁させていただきます。

昨日も答弁させていただきました内容の中に自己申告シートと言うんがありまして、その中でどういう仕事を希望しているか、どういう課で仕事をしたいかという希望をとら

せていただいています。全員の希望を受け入れることはできませんが、全体のバランスを見て、できるだけ職員の希望に沿った異動も考えておりますので。計画的にそういう職員がどういう業務をしたいかという希望を取り入れて、計画的に異動をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

今の町長公室長の答弁に加えさせていただきますが、私どもの考えとして、町の職員は全ての職員がオールマイティー的な、例えば一つの課だけに特化するんじゃないで、全ての職務というのを分かっていたらいい、理解してもらうことが必要になってくると思います。例えば、町の職員だっていることを民間の人に言えば、じゃあ、これはどうなるとんだ、これはどういう風にするのって、色んな課のことを一つのこととして話をしてくれます。しかし、一つのことだけに特化して、税務だったら税務ばっかりのことしか分からない職員には、他のことが答えることができません。町の職員として、住民サービスの向上、また幸せの向上を願う公務員として、それはオールマイティーな、ある程度、どこの課のことでもある程度理解をし、話ができる、そのような職員、それは中堅とかベテランになったらそういうことはありませんけども。そして、多度津町の行政とは何か。行政とはこういう仕事をしているということ、広く浅くでいいんですけども、理解してもらおう。それが行政マンとしての最初のお仕事ではないかなと思ってますので、今、公室長が申しあげましたことを前提として、ただ職員の言うことを全て聞くのではなくて、そういうオールマイティーな力を持つ職員を育成していく。これが職員育成の上で大事なことだと思っております。

答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、私が言いたかったのは、採用する時に、事務職とか技術職とか色んなのがあります。その中で、特に技術職で雇った人間が適正な課に行けるとかどうかというんも気になりましたので質問でありました。今後ともよろしくお願いします。

それでは、3問目に移りたいと思います。

重点施策の子育て支援の充実について。

子供は宝です。幼稚園の統合も、子育て支援の一つではないかと思えます。然るに、幼稚園統合計画については進展がないように思われますが、町長のお考えをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの松岡議員の幼稚園の適正配置に係る事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の幼稚園の適正規模及び適正配置に係る取り組みにつきましては、園児数の減少や施設の老朽化からも勘案しますと、昨年、教育委員会が策定した基本方針のとおり、速

やかに再編に向けた準備に着手し、早期に開園できるように取り組むべき喫緊の課題だと考えております。しかしながら、厳しい財政状況も勘案する必要があることも事実であります。

教育委員会には、新設か既存園の拡張か、どの整備方法が望ましいのかなどについて具体的な資料を作成し、検討を進めるよう指示をしております。今後につきましては、議員の皆様にも協議過程を丁寧に、協議・報告してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

幼稚園の問題は、昨日の一般質問でも色々ありましたので、その時に町長からの答弁をお聞きしております。

教育委員会につきましては、今の町長の言葉を踏まえて、色んな計画を早急に出していただいて、提案を皆さんの前に出していただきたいと思います。

当初、32年には開園ぐらいの感じで計画されていましたが、32年っていうたら令和2年になります。来年になります。最初の今町長さんがおっしゃった、既存の場所で大きくするか、新しく新設するかという、これ大きな問題が、2つに一つの問題があります。その辺から含めて、早く決めなければ、仮に新設場所にするんだったら土地の問題もあります。そういう中で、早く出していただきたいと思います。よろしく願いします。最後に、私は、9月議会でも言わせてもらいましたが、色んな事業をする上でもう少し一貫性や計画性をもって事業を行ってほしい。新庁舎建設のように大きなお金が要る事業なら、なおさらきちんと、総合的な計画に基づいてやっていただいて、決して行き当たりばったりの行政運営にならないよう強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠議員の質問は終わります。

次に、13番 尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

おはようございます。13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和元年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長及び教育長そして各担当課長に対し、1. オスプレイの県内での日米合同訓練について、2. 消費税導入に伴う町の影響について、3. 町内文化財整備のための予算の増額についての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、オスプレイの県内での日米合同訓練についてであります。

香川県へ米軍が来て、自衛隊と日米共同訓練の演習を実施することが、11月14日木曜日に防衛省から発表され、米軍オスプレイを使った実働訓練は四国で初めてのことであります。この共同訓練は、沖縄の負担軽減を理由に全国で始まっており、香川県もアメリ

カ軍の演習場とされようとしております。期間は、この12月1日から12月13日まで、滋賀、三重、岡山、香川を拠点にオスプレイも参加する日米共同訓練が行われ、香川は五色台の国分台自衛隊射撃練習場が基地になります。今回は、国分台、坂出、高松のほかに、饗庭野演習場、今津駐屯地、滋賀県であります。日本原演習場、これは岡山県であります。明野駐屯地、三重県であります。これらでも実施予定で、この国分台から饗庭野へオスプレイによる隊員らの輸送を連携して行うとのことであり、また夜間飛行訓練のため、午後10時まで飛行することがあり得ると訓練内容が発表されており、自衛隊も飛行ルートなどの詳細を知らされていないと言われております。

オスプレイは、ご存じのように欠陥が多く、墜落事故が相次いでおり、徹底した原因究明がされないまま、運行の際にも激しい熱気や騒音で農作物や樹木を焼いたり、家畜や生活に大きな被害を与えて大問題になっております。

そこでお尋ねをいたします。

1点目には、沖縄普天間基地と東京横田基地に配備されているアメリカ軍機オスプレイ、つまり垂直離着陸機は、航空法で義務づけられている自動回転、つまりオートローテーション機能を有しておらず、同法施行規則に基づく耐空証明、つまり飛行の安全証明、これが受けられないため、本来なら国内で飛行できないことになっており、また航空管制が敷かれているのに、民間航空機の妨げにもなっておりますが、しかし、同機は日本全土を自由勝手に飛んでいるが、これについてどう考えるのか。

2点目に、対岸の火事ではなく、住民合意もなく訓練が圏内住民に与える影響は深刻で、我が多度津町としてはどう考えているのか。また、町長の見解はどうなのか。

3点目に、軍事費の増大と危険な日米合同訓練とオスプレイの飛行訓練を中止するように、国、県に対して、町として中止の抗議をすべきではないのか。

3点について、まず質問をいたします。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

尾崎議員のオスプレイが自由勝手に飛んでいるが、どう考えるのかについて答弁をさせていただきます。

オスプレイの飛行訓練に関しましては、国において我が国の安全保障や航空安全上の観点とともに、地域住民の安全を考慮しながら適切に判断されるべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、オスプレイの飛行による住民への影響と町の考えについてについて答弁をさせていただきます。

アメリカ軍の輸送機オスプレイが参加する四国初の日米共同訓練が12月1日から13日の日程で高松、坂出の両市に跨る五色台の陸上自衛隊国分台演習場などで実施されておりますが、そのことにつきましては、香川県が事前に防衛省に安全面での徹底を要請して

おり、また香川県知事も、国には万全の対策で訓練に臨むことと十分な説明をお願いしたいと申し入れをされております。よって、ニュースで2日の飛行訓練は中止になったと聞きましたが、今後も香川県と連絡を密に、動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、日米合同戦争訓練とオスプレイの飛行訓練中止を町として抗議すべきではないのかについて答弁をさせていただきます。

日米安全保障条約が我が国の安全並びに極東の安全と平和の維持に寄与するために、米軍の我が国への駐留を認めていることは、すなわち米軍がこれらの機能の維持のために飛行訓練を含めて、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことは認められているということでもあります。しかし、一方で、米軍は全く自由に飛行訓練を行っても良いという訳ではなく、我が国の安全を考慮し、日米共同訓練並びにオスプレイの飛行訓練については最大限の安全性を確保し、地元を与える影響を最小限にする観点から、具体的な措置について、日米合同委員会において合意の上行っておりますので、町としての抗議は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありました。これも、アメリカ軍機の飛行情報を秘密にする日米合同委員会は密室協議で合意してやられているということでございます。ですから、この軍用機あるいは民間航空機に非常に影響がありまして、陸地で自由に飛行訓練を行っておりますから、実際にこれらは飛行ルートが一切知らされないために、今、現実には消防ヘリコプターやドクターヘリの安全をきわめて脅かしている危険なものでございます。そういう意味におきまして、この危ないオスプレイは、墜落する回数、危険度が非常に高い、また騒音被害、あるいは、これの墜落の危険性、それから部品落下などの事故が起きているということで大変危惧している訳でございます。

そのことから、町長の考え方、見解は、ただいま総務課から発表はありましたが、同じなのかどうかをお尋ねをしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

見解としては全く一緒です。日米安全保障条約が我が国の安全並びに極東の安全と平和の維持に寄与するために、米軍の我が国への駐留を認めているということが、すなわち米軍がこれらの機能の維持のために飛行訓練を含めて、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行われるということは認められているということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

戦後、私たちは特に憲法問題で軽視されたことがあります。

一つは、第2章の戦争の放棄の軽視、権力の放棄の軽視の問題。それから、第2点目に

は、第8章の地方政治の件でございます。このように政府が国の最高法規としての憲法の象徴的規定、これを軽視続ければ、法令の遵守を幾ら強調しても、ルールなきルールが日常化するのには避けがたいことでございます。そういう面におきまして、今、沖縄がご存じのとおり、非常に大変な状況でございます。地方政治、これこそが私たちが声を大にして、この誤った方向での施策を是正しなければならないと思います。

そこで、次に、消費税増税導入に伴う町の影響についてであります。

今年10月1日より消費税10%増税が導入されてから、約2カ月余り経過したところでございますが、コンビニでバイトをし、軽減税率の複雑さに困惑している高校生や大学生、店員。そして、お金を使わなくなったと話す主婦や買い物客など増税後の悪影響が地域に広がっていることが実感をされてきております。また、中小商店では、複数税率の注意点や業種に関わる点では、いまいちピンと来ていない、何をどうすればいいのか、パソコンへの打ち込み方が分からないなど、これらの迷いが出されている訳であります。また、課税業者が出す書類や納税時期での消費税の計算などの基本から、そしてインボイスの導入による影響と変化。また、請求書、領収書の書き方やインボイス制度が実施されたら、ただでさえ確実に少ない利益がなくなってしまう、また自分は関係ないと思っていた、そして課税業者になったら生活ができないなどの悩み、意見が多く出されている訳であります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、2020年の個人確定申告は2月17日から3月16日の間に行われますが、新しい申告書の作成は旧8%、新8%、10%など4枚の書類や、税率別消費税計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表、つまり経過措置対象課税資産の譲渡を含む課税期間でございます。これらの複雑な計算での会計処理となり、法人、つまり会社の申告は12月になりますが、この10月決算から混乱しているのではないのか。

2点目には、1月から9月までと10月から12月までの売上金額、経費等を区分しなければならず、消費税対策の実施指導は町としてはどのようにしているのか。

3点目に、年末の資金繰りが苦しい業者に対しての町での融資制度は何があるのか。

4点目に、消費税10%増税導入による増収分での幼・保無償化制度で、国の2019年度分の財源が不足するということですが、多度津町には影響はないのか。

5点目に、町内に在住する3歳から5歳児園児の給食費の無償化は、少子化対策及び子育て支援としても対象家庭も少ないと思われるので、丸亀、三豊市のように来年度の予算に組み入れて実施すべきであるかどうか。

以上、5点について質問をいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の消費税増税に伴う町の影響についてのご質問のうち、3点目、年末資金繰りが苦しい業者に対しての町での融資制度は何があるのかにつきまして答弁をさせていただきます。

本町では、ご質問にございます年末の資金繰りが苦しい場合に特化した融資制度はございませんが、中小企業向けの融資制度及び保証制度がございます。

融資制度といたしましては、多度津町中小企業融資制度があり、これは中小企業の方々の経営の安定及び成長の振興を目的とした融資制度でございます。

保証制度といたしましては、セーフティーネット保証制度があり、これは取引先企業等の倒産、事業活動の制限、自然災害、取引先金融機関の破綻と全国的な状況の悪化等により、経営の安定に支障を生じている中小企業に対して信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度でございます。

いずれの場合も、取引金融機関に事前相談の上、本町に申し出ていただくことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

税務課長（泉 知典）

尾崎議員の消費税増税に伴う町の影響についてのご質問のうち、消費税の申告等について答弁をさせていただきます。

1点目の消費税の確定申告についてですが、消費税の確定申告期限は個人事業主が翌年の3月31日、法人が事業年度終了から2カ月後で申告書は税務署へ提出するようになっておりますので、消費税の申告について町は携わってはおりません。今回の消費税引き上げにおいて、税務署では消費税軽減税率制度の説明会を4月から9月までの間に9日間、延べ18回行っており、チラシも関係民間団体及び商工会ほか各種団体等に配布するなど周知に努めていました。

2点目の消費税対策の実施指導は町としてどのようにしているのかについてですが、1点目で申し上げましたとおり、消費税については税務署が指導及び申告の受け付けをしております。ちなみに、今までに事業所等から消費税関係の問い合わせが数件ありましたので、税務署に問い合わせるようにご案内いたしました。なお、10月以降の問い合わせはございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の4点目の幼・保無償化制度で、国の財源不足による影響はないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の無償化に伴い、これまで保護者負担となっていたゼロから2歳児の非課税世帯、及び3歳から5歳児の保育料を国、県、町で負担することになりました。これにより、国は新たな負担が増え、財源不足を引き起こしておりますが、本町に影響はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の3歳から5歳の幼稚園児の来年度からの給食費無償化の取り組みについての

ご質問に答弁させていただきます。

尾崎議員のご指摘のとおり、丸亀市及び三豊市につきましては3歳から5歳児の給食費を市の単独事業として条件を設けず、全園児を無償化しております。これは、少子化対策及び子育て支援対策としては有効な施策であると思いますが、全園児を対象とすることは国庫補助の対象とならないため、多額の事業費を必要とします。また、保育所に通所している幼児に対する均衡も考慮すると、さらに事業費が増大することとなります。このようなことから、現在のところ、3歳から5歳児の全園児の給食費の無償化の方は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

消費税増税に伴う町の影響について再質問をいたします。

答弁の中にあります多度津町中小企業融資制度及びセーフティーネット保証制度を活用した実績を教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

多度津町中小企業融資制度につきましては、平成30年度に2件、合わせて320万円、令和元年度は1件、200万円の融資を行っております。

もう一つ、セーフティーネット保証制度につきましては、現在活用されている事業者はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再々質問でございますが、現在、町内には資金繰りにお困りの小規模事業者が多くいらっしゃると思いますが、先ほどの答弁以外に身近な融資制度及び年末の資金繰り対策はあるかどうかをお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

先日、多度津商工会議所に確認いたしましたところ、商工会議所の経営指導を受けている小規模商工業者が経営改善に必要な資金を無担保、無保証人で活用できる制度として小規模事業者経営改善資金があるそうでございます。この資金は、運転資金や設備資金に活用でき、融資限度額は2,000万円でございます。なお、保証人、担保は不要とのことでございます。ご活用に当たっては、同商工会議所会頭の推薦が必要となることから、同商工会議所事務局にご相談いただきたいと存じます。

また、香川県においては、経営安定融資制度、小口零細企業融資制度、危機関連融資制度等があり、年末に限らず、いつでも資金繰りに対応できる体制をとっているようでございます。活用に当たりましては、香川県商工労働部経営支援課中小企業対策相談窓口にお問い合わせいただきたいと存じます。



以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、町内文化財整備のための予算の増額についてであります。

去る11月17日、日曜日に、観音寺市大野原町にて第3回大野原古墳まつりが午前9時より大野原八幡神社の境内で地元中学生による司会進行で進められ、観音寺市長、市議会議長、議員を始め、多くの来賓出席のもと、盛大に行われました。

国の指定史跡である大野原古墳群は、椀貸塚、6世紀後葉、また岩倉塚、これは6世紀後葉、そして平塚、7世紀初め、そして角塚、これは7世紀第2四半期に造られた順番で回り、造られた年代は古い順になっており、各年代ごとにそれぞれの特徴があり、そして石室の大きさも小さくなっていき、石室の形もだんだん変わっていく訳であります。また、石室に用いられている石の大きさも変わっていくのでありますが、石積みの段数は減り、用いられる石の一つ一つの大きさは大きくなっていくということでありました。この中では、未指定である岩倉塚古墳は、平成32年度の国の史跡指定を目指しているとのことでありました。

大野原古墳群は、半世紀余りの間に狭い地域の中に築造された例は全国的にも珍しく、今から1,400年前、聖徳太子や推古天皇らが活躍したのと同時代に築造されております。中でも平塚古墳は神社の御旅所となるなど、地元の人たちの暮らしに密着した存在で注目を浴びております。

当日、17日日曜日の古墳まつりには、スタンプラリーがあり、3つのスタンプを押してもらえばお土産がもらえたり、神社の境内には古墳うどんや高校生カフェも出店をしております。また、かわら工房での瓦の埴輪、古墳コースターなどのグッズの販売、ミカン、芋、抹茶の焼き菓子なども販売しており、大好評でありました。また、口笛世界チャンピオンの田所 敦氏による口笛演奏には、会場いっぱいの参加者で聞き入っていた状況でありました。最近では地域の誇り、後世へと国史跡にとボランティアが発掘を支えた坂出市府中町の讃岐国府跡、町並みと併せアピールしている戦国時代の終わり頃の東かがわ市引田の引田城跡の高石垣が相次いで国の指定史跡にと文部科学省に答申をしている訳であります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、町内有形、無形文化財は現在幾つあるのか。また、町のまちづくり、古民家再生も含めて文化財予算は幾らあるのか。

2点目に、ボランティアでの草刈り、樹木の剪定、草抜き、清掃などをやっておりますが、林求馬邸の邸宅、庭園が極めて広く、せめて東側の駐車場の舗装ができないものか。

3点目に、町立資料館前の空き地、前真鍋産婦人科跡地を購入、もしくは借地でのバス、自家用車の乗り入れで見学できるように駐車場の確保ができないものか。

4点目に、白方古墳まつりの開催と林邸弘濱書院での公開講座など、中学生のふるさと

学習の一環としてのガイド、案内での活動行事の参加、実施をしてはどうか。

5点目に、滋賀県栗東市で取り組んでいる、いきいき活動ポイント事業、つまり活動手帳の活用などのボランティア有償事業の取り組みで、町のボランティア活動を活発化させるための施策を実施して、ぜひ実現すべきと思うがどうか。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の町内有形、無形文化財は幾つあるかについてのご質問に答弁させていただきます。

文化財保護制度における文化財の分類は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建物群などとなっています。無形文化財とは、演劇、音楽、工芸技術などです。民俗文化財は、風俗、慣習、民俗芸能やこれを用いる衣服や家屋などで、有形民俗文化財と無形民俗文化財に分かれます。また、どこが指定しているか、登録しているかによって国指定、県指定、町指定、国登録などに分けられます。

町内には、国指定文化財は2件あります。うち、有形文化財である重要文化財が1件、史跡が1件です。県指定文化財は8件です。うち、有形文化財は3件、有形民俗文化財は2件、無形民俗文化財は1件、史跡1件、天然記念物1件です。町指定の文化財は43件です。うち、有形文化財は27件、有形民俗文化財は7件、無形民俗文化財は3件、史跡は6件です。国登録文化財は15件です。全て有形文化財です。

よって、有形文化財は31件、それに有形民俗文化財9件、登録有形文化財15件を加えると、有形の文化財は55件となります。また、無形文化財はございませんが、無形民俗文化財が4件あり、無形の文化財は4件ということになります。文化財予算については、文化財保護費として今年度は571万1,000円、それに加えて、埋蔵文化財発掘調査事業費が100万円で、合計671万2,000円です。

続いて、林求馬邸の東側の駐車場の舗装ができないかについての質問に答弁させていただきます。

林求馬邸東側の土地は町所有の土地で、現在は林求馬邸の利用者に対する駐車場として活用している状況です。議員ご指摘の整備するための舗装となると、隣接地に周知の埋蔵文化財包蔵地、西山古墳があるため、周辺の意向の確認で事前調査が必要な場合があります。そのため、舗装ではなく防草砂を敷くという手法もあります。この手法は、町内にある向井原古墳において実施しており、盛り土の流出を防ぐこと、防草のための防草砂が効果を上げております。ただし、この古墳は町指定文化財に係る保全のためであったので、既存の予算で対応可能でしたが、林求馬邸東側の用地は町指定の範囲外であるので、同様の対処を行う場合は、別途の予算が必要であります。

いずれにしても、今後、この用地につきましての環境整備については、教育課だけでなく建設課、林求馬邸を管理する多度津文化財保存会とも相談しながら検討する必要があると考えております。

続いて、町内資料館を活用する駐車場の確保についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、町立資料館の北側の空き地を購入もしくは借入する予定はございません。資料館をご利用される方々につきましては、資料館の駐車場、町役場の駐車場、職員駐車場をご利用いただくこととなります。

今後は、庁舎の移転の推移、また多度津町栄町付近の整備の状況、新たな都市計画の策定状況を見ながら、多度津の歴史、文化を示す貴重な資料の研究、保存、展示活用を考えた資料館の再整備計画を策定する中で、資料館の駐車場について検討する必要性が生まれてくるようになっておられます。

続いて、中学生による古墳まつり、林求馬邸弘濱書院での公開講座についてのご質問に答弁させていただきます。

教育委員会の教育方針の一つに、多度津の「モノ、コト、ヒト」を大切にした教育を推進するということがあります。そのため、多度津町に関わる教材を取り上げ、「のびゆく多度津町、多度津人物ものがたり、多度津町文化財マップ」という副読本、資料を作成して、小学生に配布しております。小学生は、それらの資料を手がかりにして、林求馬邸、合田邸、資料館等の見学を実施しております。一方、中学生は、さらに小学校での学習を土台にして、より広い視野から多度津の「モノ、コト、ヒト」に関わり、地域でのボランティア活動に参加し、活躍しております。例えば、資料館での掲示、整理、また合田邸での清掃ボランティアなどに取り組んでおります。

かつて、金毘羅街道を調査研究した多中生が、自分が文献調査やフィールドワークして研究したことをもとに、町歩きの人々と一緒に歩いたり、紹介したりして好評を得たという事例があります。現在、議員ご指摘の古墳ガイド、公開講座は実施していませんが、今後は、金毘羅街道の研究をした多中生、多中吹奏楽部の取り組み等をモデルにして、歴史、文化財についても興味、関心を高め、他の人に説明したり、ガイドしたりする意欲や発信力を育てるとともに、そういう機会を学校、地域にも提供できるようにしたいと考えております。

最後に、栗東市のいきいき活動ポイント事業などの取り組みを参考にして、ボランティア有償事業を活用してはどうかについてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘の栗東市のいきいき活動ポイント事業は、60歳以上の市民が行う介護支援ボランティア活動に対してポイントが付与され、ポイントに応じて作業所や協力事業の買い物券との交換、若しくは社会福祉で活用されている善意銀行や団体への寄附できる制度です。

この事業は、住民主体の通いの場、互助の充実を推進するとともに、社会参加活動を通じた高齢者自身の介護予防の推進を図れることを目的としているようです。こうした取り組みは、福祉分野において互助、助け合いの気持ちを醸成する効果が見えますが、環境保全、自然保護、伝統文化の継承や芸術の普及など多様な分野でも生かせる試みでは

ないかと思えます。

今後は、こうした先進的な取り組みや関係課の取り組みの状況を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま、林邸の東側の駐車場には、防草砂用の駐車場をするということでございますが、これについて少し予算的にはどのくらいでできるのか、平米当たりでもいいんですけど、ちょっと分かっておれば、ひとつ伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの尾崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

林求馬邸の駐車場の整備につきましては、実施するというのが決定した訳ではございません。今後、検討をさせていただくということでございます。平米当たりの単価につきましても、予算は持っておりませんので、単価が平米当たり幾らとかというのを今申し上げることはできませんが、今後もお金が必要なことですので、予算等々確保できた折には実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後でございます。

滋賀県の栗東市で取り組んでいる、いきいき活動ポイント事業は、今、答弁ありましたように、これらについても拡充して、福祉のみならず、このように多度津町の方でも実施を検討するというところでございますので、ぜひこれらも併せて多度津町の活性化のために導入をしてほしい。また、文化財保存あるいはこれについては奉仕活動が大半でございます。そういう意味におきましても、ぜひ皆さん方が活動しやすくなるためにこれらの活用をして、参加が大勢来てできるように強く要望したいと思います。

これをもちまして私の一般質問3点に対して当局の答弁をいただきました。

誠にありがとうございました。私の質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を10時40分にします。よろしく願いいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

次に、7番 金井 浩三君。

議員（金井 浩三）

7番 金井 浩三、一般質問させていただきます。

まず1点目、瀬戸内国際芸術祭2019について。

11月4日に閉幕した瀬戸内国際芸術祭2019は、春、夏、秋、107日間、総来場数過去最多の117万8,484名だったと発表があり、16年の前回、108日間より14万人多く、13年の過去最多107万人を上回った。多度津町も13年度から参加をし、13年度は確か2万4,000人強で、16年度は確か2万1,000人強だと記憶しております。今回、19年度の秋会期は9月28日から11月4日で前回より8日間延長。

そこでお伺いします。19年度の来場者数は何名だったのですか。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員のご質問に答弁をさせていただく前に、このたびの瀬戸内国際芸術祭2019におきまして、議員の皆様方には来場者受付にご協力をいただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして、心から御礼を申し上げます。

それでは、金井議員の瀬戸内国際芸術祭2019についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にもありますとおり、過去の高見島会場への来場者数は、県実行委員会の発表によりますと、2013年は31日間で2万4,371人、2016年は30日間で2万1,028人でありました。以前もお話ししたかと思いますが、2013年より2016年の来場者が減少した要因といたしましては、2013年には保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の幼児、児童、生徒が協力して作成した旗の作品が展示されたことにより、保護者等の来場者が多く、2016年にはそのような作品展示がなかったことから来場者が減少したと考えております。

さて、2019年度の来場者数は何名だったのかのご質問についてでございますが、県実行委員会の発表によりますと、今回の高見島会場への来場者数は2万5,198人でありました。以前の芸術祭と比較しますと、会期が38日間と長くなったこともあり、2013年より827名増えており、2016年より4,170人増えております。なお、このたびの芸術祭には日本各地からの来場者もさることながら、海外からの来場者が格段に多かったと感じております。春会期と夏会期の状況を踏まえ、秋会期では外国語に対応できるスタッフを増員し、また外国語による作品解説文も増やして対応したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

それでは、再質問させていただきます。

今回の瀬戸内芸術祭、開会期間も長く、2万5,000人を超える来場者があったとのことですが、それだけの期間、多くの来場者を受け入れていただいた高見島の方々も大変だっ

たと思います。また、感謝申し上げます。

そこで、再質問です。

瀬戸内国際芸術祭にご協力いただいている高見島に住まわれている方は、現在何名いらっしゃいますか。よろしく申し上げます。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の再質問に答弁をさせていただきます。

実際に住まわれている方の人数は、把握はしておりませんが、平成27年に実施した国勢調査では27人、現在の住民基本台帳では35名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

基本台帳では35名となっているとお聞きしましたが、この夏に確か参議院の選挙があったと思うんです。その時に高見島で投票された方は何名おられますか。よろしく申し上げます。

総務課長（岡部 登）

ただいまの金井議員の再質問にお答えいたします。

第25回参議院議員通常選挙におけます高見地区の投票状況でございますが、比例代表、県選出ともに同数でございました。

まず、当日の有権者数でございますが、男性20名、女性17名、計37名。投票者数は、男性11名、女性8名、計19名。期日前が、男性1名、女性0名で1名。総投票者数は、男12名、女8名の計20名。投票率といたしましては、男60.00%、女性47.0%、合計54.06%でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

開会するたびに島の人数がだんだん減っていることは、大変残念に思います。

そこで、最後に要望として聞いて下さい。

本町にとって今回の開催で4回目となります。3年ごとの芸術祭開催後の12月議会では、今後に向けての反省事項などの答弁をいただいておりますが、多度津町にとっての費用対効果、芸術祭によって何が多度津町にとってプラスになったのか、県実行委員会や実行委員会への負担金や、多度津町実行委員会への負担金、さらには会期が連続30日余りという長期開催に伴う少ない人数で芸術祭を受け入れていただいている高見島住民への負担はもとより、職員の健康管理などあらゆる角度でこの芸術祭を検証した上で、参加するのか参加しないのかを含め、より良い選択をお願いし、瀬戸内国際芸術祭2019についての質問を終わります。

次、2点目、プレミアム商品券について質問いたします。

消費税増税対策として10月に始まったプレミアム付商品券、対象者は住民税非課税の方、ただし住民税が課税されている方に扶養されている方、また生活保護の受給者は除

きます。そして、3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯の方、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主、最大2万5,000円分の商品券を2万円で購入できる商品券であります。子育て世帯には自宅に購入引き換え券が届くが、低所得者には事前に自治体に購入申請する必要があります。その受付終了が2019年11月29日となっています。そこでお伺いします。住民税非課税の方が何名おられて、何名の方が申請、受付されましたのか、よろしくお願ひします。

産業課長（谷口 賢司）

金井議員の住民税非課税の方が何名おられて、何名の方が申請、受付をされましたかについて答弁させていただきます。

プレミアム付商品券の申請書は7月1日から11月29日までの間で受け付けを行いました。住民税非課税の方のうち、対象者数は4,085人でした。そのうち、申請された方は1,702人で申請率は41.66%でした。同商品券の購入期間は10月5日から来年2月28日、使用期間は10月5日から来年2月29日となっております。

今後も、消費税、地方消費税の引き上げによる低所得者、子育て世帯の経済的負担を緩和し、町内の消費喚起、下支えを行い、もって町内の経済循環を促すためにも、同商品券の引き換え購入の呼びかけを継続してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

ちょっと再質問を行います。

現在までの商品券最大販売額に対する商品券販売率、及び商品券が全て換金された換金額に対する換金率について教えて下さい。よろしくお願ひします。

産業課長（谷口 賢司）

金井議員の再質問について答弁いたします。

今回のプレミアム付商品券事業は、平成31年度1月1日時点で本町に住民票があり、令和元年度の町民税が非課税の方と令和元年6月1日時点で本町に住民票があり、3歳未満の子供がいる世帯の世帯主の方の2種類となっております。それぞれに分けたデータはございませんので、合わせた数値のご報告となります。

多度津商工会議所に確認いたしましたところ、最大販売額の4,476万円に対し、11月29日現在での商品券販売額は2,970万円で、販売率は66.35%でございます。

次に、商品券が全て換金された換金額に対する換金率は、最大換金額の5,595万円に対して1,520万円で、換金率は27.17%でございます。

先ほども答弁申し上げましたとおり、プレミアム付商品券の使用期間は来年2月29日まででございますので、期間内での利用促進につきましては、今後も周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

期限が来年の2月28日となっておりますが、周知を図っていくと言いましたが、どのようにして一人一人の多くの人に周知を図っていくのか、教えてください。

産業課長（谷口 賢司）

周知に関しましては、ありきたりのことをやってしまうかも知れませんが、町のホームページ等々を活用して行っていきたいと思います。また、この業務に関しましては、多度津商工会議所に委託しております。ですので、商工会議所の方からも、各利用可能な商店を通じて、まだ換金されていない方に換金できますよと、早く引き換え券を商品券と交換して下さいよというような形で注意喚起を行っていきたいというように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

今、課長の方からホームページという話が出ましたけれど、なかなか年配の方もホームページを見る機会がございません。どうか色々考えて、できるだけ多くの方に周知するようにお願いいたします。

それでは、3点目、待機児童について質問します。

これは、昨日2名の方が質問され、今日の新聞にも載ってましたので、できるだけ短くさせてもらいます。

認可保育所や認定こども園への入所を希望しても入れない待機児童が何名いますか。そして、その対処法を教えてください。よろしくをお願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

金井議員の入所を希望しても入れない待機児童が何名いますかのご質問に答弁をさせていただきます。

11月21日に報道がありました10月1日現在における児童待機数は7名で、私的待機者4名を含め11名でしたが、さらに増加し、12月1日現在では、待機児童13名、私的待機者8名を含めると、合計21名おられます。それに対しまして対策でございますが、昨日も申し上げましたとおり、本町における待機児童の発生は、保育士不足により必要な入所定員が確保できていないということでございますので、保育士の確保に努めてまいることになっております。その一つといたしまして、町単独事業として、令和2年4月1日以降に正規職員として町内保育所に就職する保育士資格を有する者を対象に、勤務を開始した日から6カ月継続して勤務することを条件とし、10万円を一時金を交付させていただくという多度津町保育士就職一時金交付事業を実施する予定です。

さらに、今年8月21日で協定を結びました香川短期大学のご協力、ご助言をもとに、町内保育所の求人情報や町の紹介をまとめましたパンフレットを作成しまして、県内はもとより近県の保育士養成学校にも配布して、就職活動に役立てていただくほか、町内保育所の見学ツアーなど保育士確保のためのことを今後計画していくことになっております。また、町内保育所に保育に携わっている方の保育士さんの負担軽減を図ることによ



って離職防止のための施策も重要と認識しておりますので、保育に関わる業務以外、例えば清掃業務でありますとか、お昼寝に関する布団の上げ下げ、その他保育に係る周辺業務を行う者を配置するための人件費として補助事業も現在実施しております。町内の保育所長さんとは毎月1回保育所長会を開催しております、その中でも色々これに関する協議を行っておりますので、今後、保育士確保に努めて待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

まだまだ質問したいことがたくさんあるんですが、今回は、これにて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって7番 金井 浩三議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会します。お疲れさまでした。

散会 午前11時00分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和元年12月10日  
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記